

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第一百三十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
(連結の範囲)			
第三条	「略」	第三条	「同上」
	2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条）に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。	2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条）に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。	2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条）に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。
備考	表中の「」の記載は注記である。	3 「略」	3 「同上」